

動議

現在、議題となっております、議第 100 号 高山市宿泊税条例 について慎重で丁寧な審査を行うため、会議規則第 46 条の規定により、総務環境委員会委員と産業建設委員会委員をもって構成する高山市宿泊税条例審査特別委員会を設置し、再付託を求める動議を提出いたします。

・ 動議の説明を行います。

宿泊税は、入湯税との関係性において、法律的二重課税及び経済的二重課税とも抵触の恐れがあるものであり、その回避のための調査と議論が必要であるにも関わらず、その二者の調整において、議会には協議がかけられておらず、宿泊税と一体的に考えなければならない入湯税について、総務環境委員会においての十分な調査や議論ができていないことが、12 月 13 日の連合審査によって明白になりました。「税条例を確定した後に入湯税を協議する」あるいは「入湯税はそのまま据え置きにするので議会の議論は必要がない」といった市の見解は、二重課税の論点のみならず、予算編成における公平性・平等性にも関わる大切な論点をも無視した、大変乱暴で議会軽視の意思表示と言わざるを得ず、本案が十分に練られたものと判断することはできません。

また本案は、パブリックコメントについて市における検討や反映がなされる以前に形成されたものであり、市民参加条例を意図的に無視したものです。その意味からも、市民に対する約束とルールを軽視した状態で提出された本案は、それ自体が検討不足の不備なものと言わざるを得ません。

議案が上程時にいつも完璧でなければならないと考えているわけではありませんが、連合審査の質疑において、「これから検討する」あるいは「これからの制度設計のなかで対応する」といった答弁が大変多かったことから、本案は未成熟なまま提出されたものと判断せざるを得ず、所管委員会が宿泊税について懸命に調査し研究しても、出された議案が不備なままであれば、そこでの議論はやはり検討不足とならざるを得ません。

議第 100 号は、未だ行うべき調査や議論が欠落したものと判断し、入湯税を始めとする最低限の熟識をさらに求めて、特別委員会設置及び再付託についての動議を提出いたします。

議会基本条例にある「重要な政策は、立案段階からの論点情報を把握し、深い審議及び審査に取り組むこと」の意義を理解し尊重される、議員諸氏の賛同をお願いし動議の説明といたします。